

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・函館弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

コロナ禍が広がる今、生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
 - ・申請書がもらえない。
 - ・次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
 - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
 - ・保護費を“天引き”されている。
 - ・保護費が下がって、生活していけない。
- 相談料はかかりません。函館弁護士会はフリーダイヤルを利用しますので、電話代も無料です。



ひんこんは なくす
0120-158-794

2020年12月10日(木)

12:00～20:00

※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、函館弁護士会（0138-41-0232）にお問い合わせください（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています）
回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。